

[事案 2022-328] 保険料支払方法遡及変更請求

・令和5年7月25日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、保険料支払方法の変更を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和3年7月に銀行を募集代理店として契約した米ドル建終身保険について、以下等の理由により、契約時に遡って保険料の支払方法を年払いから一括払いに変更してほしい。

- (1)募集人は、保険料を一括払いしたいという自分の希望を理解しながら、保険料の支払方法について適切な説明を行わなかった。
- (2)契約手続時、募集人から、保険料の一括払いができない商品であるとの誤説明を受けた。自分は加入をやめたかったが、考える間もなく、強制的に年払いで加入させられた。
- (3)契約後の保険会社との話し合いにおいて、自分が保険料の一括払いを希望していたことは理解していたと言われた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、パンフレット等を手交し、それらの資料を用いて、年払いであれば保険料の全期前納が可能であることも含めて、契約内容を説明している。募集人が、全期前納ができない商品であるという誤った説明をしたことはない。
- (2)申立人は、最初に面談をした日から保険料の分割払いを希望しており、契約の説明・申込みの際にも、全期前納を希望する旨の発言はなかった。
- (3)契約後の話し合いにおいて、募集人が「申立人が保険料の一括払いを希望していたことは理解していた」と述べたことはない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。